

令和5年度 静香苑環境施設組合一般会計予算

令和5年度静香苑環境施設組合一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ191,900千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は、50,000千円とする。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年2月20日提出

静香苑環境施設組合管理者 平井康之

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 分 担 金 及 び 負 担 金		86,575
	1. 分 担 金	86,575
2. 使 用 料 及 び 手 数 料		52,517
	1. 使 用 料	52,517
3. 財 産 収 入		89
	1. 財 産 運 用 収 入	89
4. 繰 入 金		6,818
	1. 基 金 繰 入 金	6,818
5. 繰 越 金		1
	1. 繰 越 金	1
6. 諸 収 入		200
	2. 雑 入	200
7. 組 合 債		45,700
	1. 組 合 債	45,700
歳 入	合 計	191,900

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1. 議会費		235
	1. 議会費	235
2. 総務費		163,266
	1. 総務管理費	162,920
	2. 監査委員費	346
3. 公債費		25,399
	1. 公債費	25,399
4. 予備費		3,000
	1. 予備費	3,000
歳出合計		191,900

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
館内照明LED化事業	令和5年度から令和7年度まで	29,000千円以内の額

第 3 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限度額(千円)	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
施設長寿命化事業 地域活性化事業	36,400 9,300	普通貸付 又は 証券発行	6.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金及び地方公共 団体金融機構資 金について、利 率見直しを行っ た後において は、当該見直し 後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他 の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮 し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
合 計	45,700			

債務負担行為で翌年以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事項	限度額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳				
		期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源	
						国庫支出金	地方債	その他		
館内照明LED化事業	千円 29,000	—	千円 0	令和5年度から令和7年度まで	千円 限度額に同じ	千円 0	千円 0	千円 26,100	千円 0	千円 2,900